

町都民税の申告受付

所得税の確定申告も併せて受け付けます。
 ただし、土地・家屋・株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税は青梅税務署に直接申告してください。

この申告は、1月1日現在の住所地で平成17年分の所得を申告していただき、それに基づいて税額を計算するための資料となるものです。

期間 2月16日(木)～3月15日(水)
 (土・日曜日は除きます)
時間 午前9時～11時、午後1時～4時
場所 町民会館ホール

平成17年度に申告をしていた方などに、申告書を郵送します(2月初めに発送予定)。
 申告書が届かない方は税務課または申告会場に用意してありますので、お申し出ください。

★町都民税の申告を

しなくてはならない方

▼給与所得のみの方で、勤務先から町へ給与支払報告書が送付されていない方(勤務先でお確かめください)
 ▼事業、不動産、配当、年金などの所得があった方で、確定申告の必要がない方
 ▼国民健康保険に加入している方

※所得のなかつた方も申告を

申告書裏面の「収入のなかつた方」の欄へ記入し、ご提出ください。

★申告の必要がない方

▼平成17年分の所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
 ▼勤務先から町に給与支払報告書の提出があり、給与所得のほかにも所得のない方

○申告に持参するもの

- ① 印鑑
- ② 所得を証明するもの(源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など)
- ③ 社会保険料・生命保険料・損害保険料・国民年金保険料・国民

出張受付をご利用ください

日程	時間	場所
2月23日(木)	午前9時～11時 午後1時～4時	元狭山会館
2月24日(金)		武蔵野コミュニティセンター
3月1日(水)		長岡南会館

年金基金の掛金・個人年金保険料および医療費控除等の領収書、または支払った額を確認できるもの

※生命保険料で、9000円を超える契約の場合は、証明書の添付が必要です。また、医療費控除には必ず領収書が必要で、あらかじめ病院ごとに合計金額を計算しておいてください。

④ 障害者控除を受ける方は障害を証明する書類等

※申告書は郵送でも受け付けます。

問合せ 税務課

TEL 557-7519

嘱託員・臨時職員の登録募集

応募期限 2/17(金)

問合せ 各担当課へ

報酬・その他勤務条件…瑞穂町嘱託員の設置に関する要綱、臨時職員の雇用に関する実施要綱によります。

◎嘱託員の募集 (雇用期間 4月1日～平成19年3月31日)

職種	人数	事務・作業内容	対象	資格・要件等	勤務時間	申込み
学校用務員	2名	学校施設管理業務	62歳くらいまでの方		月～金曜日 1日8時間	学校教育課 TEL557-6683
粗大ごみ収集運搬作業員	2名	粗大ごみ収集運搬作業(計量作業も含みます)	60歳くらいまでの方	普通運転免許	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時	生活環境課 TEL557-7612

◎臨時職員の登録 (登録期間 4月1日～平成19年3月31日)

職種	対象	資格・要件等	勤務時間等	申込み
学校図書事務	55歳くらいまでの方		月～金曜日 1日3時間、週4日以内	学校教育課 TEL557-6683

お詫びと訂正
 「広報みずほ」1月号7ページ、臨時職員の登録の表中でお知らせした武蔵野コミュニティセンターの電話番号に誤りがありました。正しくは、「570-0555」です。お詫びして訂正します。

幅広い層の方に税の負担を

町都民税改正

控除・非課税制度の
廃止など

地方税法などの改正に伴い、平成18年度から町民税・都民税（以下、住民税）が変わります。今までよりも税額が増えたり、現在、住民税が掛かっていなかった一部の方へも税を負担していただく可能性が生じます。ここでは、その中の主な改正点についてお知らせします。

● 老年者控除の廃止

65歳以上の方で、前年の合計所得金額が1000万円以下の方に適用されていた老年者控除48万円（所得税は50万円）が廃止されます。

● 老年者の非課税制度の廃止

65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されます。

なお、廃止に伴う急激な税負担を緩和するため、平成17年1月1日現在で65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は18年度から3年間で段階的に廃止されます。（表1）

表1 老年者非課税制度の段階的廃止の経過措置

区分 平成	住民税	
	所得割	均等割
18年度	2/3を減額	1,300円
19年度	1/3を減額	2,600円
20年度	全額課税	4,000円

● 公的年金等控除額が変更

国民年金や厚生年金など公的年金を受給されている方は、「公的年金等控除」が適用されています。特に65歳以上の方には、公的年金等控除の額が上乘せされていて、負担が軽減されていました。

平成17年1月1日以降に支給され

表2

65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の速算表

▶ 昭和16年1月1日以前に生まれた方 【変更前】

公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
260万円未満	100%	140万円
260万円以上460万円未満	75%	75万円
460万円以上820万円未満	85%	121万円
820万円以上	95%	203万円



平成18年度の住民税から適用

平成17年1月1日以降に支給された年金 【変更後】

公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
330万円未満	100%	120万円
330万円以上410万円未満	75%	37万5千円
410万円以上770万円未満	85%	78万5千円
770万円以上	95%	155万5千円

65歳未満の方の公的年金等に係る雑所得の速算表

▶ 昭和16年1月2日以降に生まれた方

公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
130万円未満	100%	70万円
130万円以上410万円未満	75%	37万5千円
410万円以上770万円未満	85%	78万5千円
770万円以上	95%	155万5千円

◎ 公的年金等に係る雑所得金額は次のとおり算出します

$$\text{公的年金等の合計額} \times \text{割合} - \text{控除額}$$

< 計算例 >

年齢が67歳で平成17年中の年金収入額が350万円の場合
 $3,500,000円 \times 0.75 - 375,000円 = 2,250,000円$

る年金分から、この65歳以上の方への上乗せ措置を廃止し、65歳未満の方と同様に取り扱いこととなります。ただし、年金収入額によっては、最低保障額を加算する措置があります。公的年金等に係る雑所得額は速算

表（表2）に当てはめて計算します。65歳以上の方の公的年金等の収入金額から控除される額が変更になります。詳しくは表2をご覧ください。※ 65歳未満の方については変更ありません。

● **定率減税が縮小**
 平成11年度から景気対策の一環として導入された定率減税が引き下げられます。(表3)

表3 定率減税の改正額

区分	住民税	
	所得割額の	上限
平成17年度(改正前)	15%	4万円
平成18年度(改正後)	7.5%	2万円

● **妻に対する**

均等割軽減措置が廃止

均等割を納める夫と生計を一にし、夫と同じ町内に住んでいる妻には、平成17年度は、住民税の均等割を2分の1に軽減していました。平成18年度からは、妻に対する均等割軽減措置が廃止され、一定以上の所得があれば均等割が4000円となります。

● **国民年金保険料等に係る社会保険料控除の書類の添付**

国民年金保険料・国民年金基金の掛金に係る社会保険料控除の適用には、保険料の支払いをした旨を証する書類(控除証明書または領収書等)を、所得税確定申告書(または町都民税申告書)に添付する必要があります。



該当される方は

所得税の確定申告を

問合せ 税務課

TEL557-7519

表4

公的年金等の収入金額が表4の金額を超える場合には所得税が課税されますので、原則として確定申告により源泉徴収税額(公的年金等から天引きされている所得税額)の過不足を清算することになります。

	控除対象配偶者等の有無	所得税が課税される年金収入額
65歳未満	無	108万円を超える場合
	有(一般扶養親族でも可)	151万4,000円を超える場合
65歳以上	無	158万円を超える場合
	有(一般扶養親族でも可)	196万円を超える場合
	有(70歳以上の配偶者)	206万円を超える場合

※基礎控除、配偶者控除、扶養控除のみで計算していますので、他に控除するものがあれば「所得税が課税される年金収入額」は変わります。

源泉徴収税額がない場合、または源泉徴収税額が確定申告による所得税額より少ない場合、不足分の所得税を納付する確定申告が必要です。源泉徴収税額が確定申告による所得税額より多い場合、超過分の所得税の還付を受ける確定申告をすることができます。

○町都民税の納付の目安(収入が公的年金のみの方が対象です)

65歳以上で配偶者を扶養している方			65歳以上で配偶者を扶養していない方		
公的年金の収入額	平成17年度	平成18年度	公的年金の収入額	平成17年度	平成18年度
0~212万円の場合	0円	0円	0円~155万円の場合	0円	0円
220万円の場合	0円	4,000円	160万円の場合	0円	7,200円
260万円の場合	0円	38,200円	260万円の場合	0円	53,400円
270万円の場合	9,700円	42,800円	270万円の場合	23,700円	58,100円
300万円の場合	19,300円	56,700円	300万円の場合	33,300円	71,900円
330万円の場合	28,800円	70,600円	330万円の場合	42,800円	85,800円

※概算のため、税額誤差±100円の誤差があります。

昭和15年1月2日以前生まれの方は、 の部分は3分の2減額となります。

基礎控除、配偶者控除のみで計算していますので、他に控除するものがあれば税額は少なくなります。

行政コスト計算書

行政コスト計算書とは

地方自治体の行政活動は、バランスシートで明らかにされる資産・負債等の状況だけでなく、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政サービスが大きな比重を占めています。

行政コスト計算書は民間企業でいう「損益計算書」に当たるものですが、営利活動を目的としない地方自治体の財務活動にはなじまないために、行政コスト計算書という呼称にしています。

行政活動をコストに着目して把握することにより、行政サービスの提供に要したコストが明確になるとともに、行政活動の効率性の検討にも役立てることができ、分かりやすく説明することが可能となります。



人に掛かるコストとは

行政サービスを担う町職員に要する費用で、人件費や退職給与引当金繰入等を計上しています。

物に掛かるコストとは

町が最終消費者となっているもので、物件費、維持補修費、減価償却費を計上しています。

移転支出的なコストとは

他の人や団体に移転して効果が出てくるような費用で、扶助費、補助費等、繰出金、普通建設事業費(他団体への補助金等)を計上しています。

その他のコストとは

上記の3つに属さない費用で、公債費(利子分のみ)、不納欠損額を計上しています。

平成16年度行政コスト計算書

【行政コスト】 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)

	区 分	金 額	町民一人当たり
人にかかるコスト	①人件費	19億 799万円	56,285円
	②退職給与引当金繰入等	3億4,365万円	10,137円
	小 計	22億5,164万円	66,422円
物にかかるコスト	①物件費	20億2,522万円	59,743円
	②維持補修費	9,219万円	2,719円
	③減価償却費	13億3,583万円	39,406円
	小 計	34億5,324万円	101,868円
移転支出的なコスト	①扶助費	13億8,945万円	40,988円
	②補助費等	20億3,357万円	59,989円
	③繰出金	13億 274万円	38,430円
	④普通建設事業費	6億9,675万円	20,554円
	小 計	54億2,251万円	159,961円
その他のコスト	①公債費(利子分のみ)	9,304万円	2,745円
	②不納欠損額	1億3,519万円	3,988円
	小 計	2億2,823万円	6,733円
行政コスト A		113億5,562万円	334,984円

【収入項目】

使用料・手数料等	B	4億7,157万円	13,911円
国庫(都)支出金	C	17億 180万円	50,202円
一般財源	D	80億4,328万円	237,272円
収 入(B+C+D)	E	102億1,665万円	301,385円

正味資産国庫(都)支出金償却額	F	5億4,083万円	15,954円
期首一般財源等	G	395億8,002万円	1,167,587円
一般財源等増減額(E-A+F)	H	△5億9,814万円	△17,645円
期末一般財源等(G+H)	I	389億8,188万円	1,149,942円

※町民1人当たりの金額は平成17年3月31日現在の住民基本台帳人口(33,899人)で計算しています。

上の表は、行政コスト計算書の一部を抜粋したものです。詳しい内容については、瑞穂町のホームページをご覧ください。

問合せ 財政課 ☎557-7483